

奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）についてのお知らせ

別紙のとおり、北海道が、私立高校等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。

支給の対象となるのは、7月1日現在、保護者等が北海道内に住所を有する世帯であって、生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者等（親権者）全員分の令和4年度「道民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税（0円）の世帯（家計急変世帯を含む）です。

当該給付金の受給を希望される方は、「奨学のための給付金受給申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、**9月10日（土）までに**、（4年生の保護者の方で早期給付を希望する場合は、**7月6日（水）までに**）札幌光星高等学校事務室に提出してください。受給対象者であっても、申請手続きをしないと奨学のための給付金を受給することはできません。

※ 家計急変世帯の必要書類等の詳細については、「別紙 ◎家計急変世帯への支援について」をご覧ください。家計急変については随時受け付けますので、速やかに必要書類を提出してください。申請時期によって支給額が変わります。

なお、7月1日現在の状況での申請になりますので、申請書の日付（提出日）は、7月1日またはそれ以降としてください。

| 必要書類 | 非課税世帯 | 生活保護世帯 | 備考 |
|---|---------------|--------|---|
| ① 申請書（両面） 【様式第1号の1】 | ○ | ○ | 必ず両面印刷・記入してください。 （家計急変世帯は【様式第1号の2】） |
| ② 口座振替申出書 【様式第2号】 | ○ | ○ | 申請者（保護者等）の名義の口座に限ります。 |
| ③ 生業扶助受給証明書【別紙様式第2号】、または、生活保護受給証明書等 | / | ○ | 2022年（令和4年）7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる証明書（コピー可） |
| ④ 「令和4年度道民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税であることが確認できる書類 ※ 省略できる場合につき、下記欄外参照 | ○ | 不要 | 保護者全員分の下記いずれかの書類（コピー可） ・ 非課税証明書 ・ 課税証明書、所得（市・道民税）証明書 ・ 職場からもらう「給与所得者の市民税・道民税特別徴収税額の決定通知書」 ・ 納税通知書 |
| ⑤ 健康保険証等の写し（コピー） | ○ 該当する場合のみ | 不要 | 令和4年7月1日時点で「15歳（中学生を除く）以上23歳未満」の扶養されている兄弟姉妹全員分の写し（コピー）が必要です。 |
| ⑥ 扶養申立書 【別紙様式第1号】 | △ 該当する場合のみ | 不要 | 国民健康保険等、書類上、扶養していることが確認できない場合は、「⑥扶養申立書」をあわせて提出してください。 |

※ 上記の必要書類④について、早期給付を希望しない場合は、「①申請書」の裏面（3）の「奨学のための給付金における所得判定に限って、マイナンバーによる課税情報の取得に同意する。」にチェック（✓）することにより、この書類の提出を省略できます（就学支援金の申請時に、マイナンバーが提出されているため）。

以上

2022年6月18日 札幌光星高等学校 事務室 落合